

No.	学校名	特別支援学級						通級指導教室			
		知的障害	自閉症・情緒障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	発達障害	言語障害	難聴	
1	柏崎小	○	○			○		○	○	○	
2	比角小	○	○					○	○		
3	枇杷島小	○	○				○	○	○(巡)		
4	半田小	○	○				○	○(巡)	○		
5	大洲小		○								
6	西小	○	○					○			
7	槇原小	○	○					○(巡)	○		
8	桜通小	○	○								
9	荒浜小	○	○					○			
10	新道小	○	○				○	○(巡)			
11	田尻小	○	○					○	○		
12	北鯖石小	○	○								
13	鯖石小	○	○								
14	北条小	○	○								
15	二田小	○		○							
16	内郷小	○	○								
1	第一中	○	○		○			○			
2	第二中	○	○					○(巡)			
3	第三中	○	○					○			
4	鏡が沖中	○	○					○			
5	瑞穂中	○	○								
6	松浜中		○								
7	南中		○								
8	東中	○	○					○			
9	第五中	○									
10	北条中	○	○								
11	西山中	○	○								
		刈羽村立刈羽小						○	○		

※種別となる障害名は、教育行政上の区別であり、医学的診断名ではありません。

〒945-8511
 柏崎市日石町2番1号 (市役所内2階)
 柏崎市教育委員会 学校教育課
 指導係 43-9132
 学事保健係 21-2366

柏崎市の就学相談

(令和8(2026)年度)

柏崎市教育委員会 学校教育課

柏崎市では、就学期を迎えるお子さんや小中学生の、発達面で不安や心配事があり、お子さんにとっての適切な学びの場を考えたいという保護者の方に対して、『就学相談』を実施しています。

市内の小・中学校や特別支援学校の先生、医療、福祉、教育機関などの専門家等で構成されている「特別支援教育会議」にて、就学相談を申し込まれたお子さんの発達や特性等に応じた、望ましい学習環境や支援方策などについて保護者の方と一緒に考え、決定していきます。



1. こんなことが気になったら・・・

言葉数が少ない、発音がはっきりしない

ひとり遊びが多い、コミュニケーションをとるのが苦手

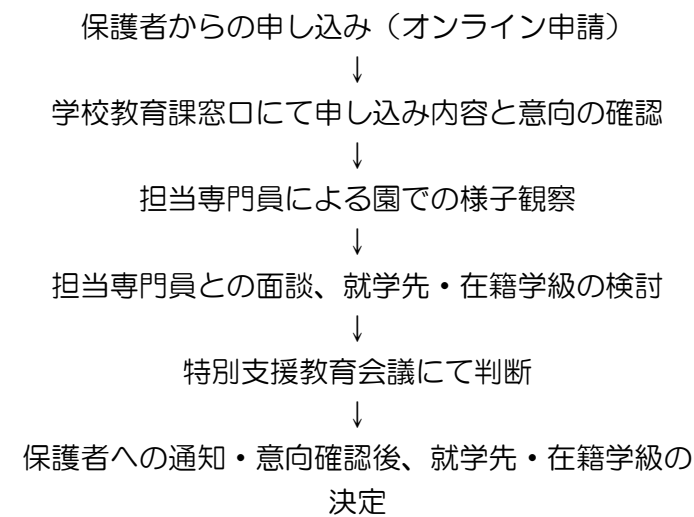
姿勢がくずれやすい、運動が極端に苦手

落ち着きがなく、長時間じっとしていることが苦手

集団参加が苦手

学習面が心配

2. 申請～就学先決定までのながれ（年長児の例）

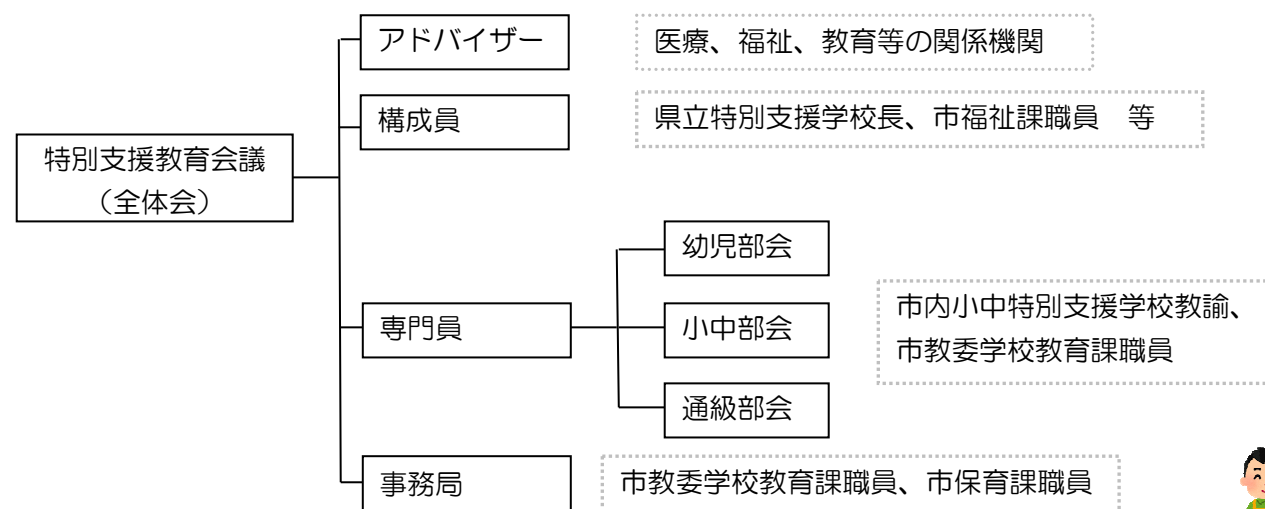


就学先は、文部科学省で示されている判断基準に基づき検討されますが、数値や検査結果のみで判断するのではなく、園参観や学校見学、保護者面談を重ね、お子さんの年齢や特性等を把握した上で、望ましい進学先・就学先の判断や具体的な支援方策を検討します。



3. 特別支援教育会議について

特別支援教育会議は、アドバイザー、構成員、専門員、事務局で構成され、具体的な相談の対応や資料作成などは専門員が行います。専門員はそれぞれの部会で、お子さんにとって望ましい就学先や支援方策について協議します。それを特別支援教育会議全体会へ報告し、専門的な意見等を聴取します。



4～5月 申請

案内文書または市ホームページに記載されている申込フォームから申請します。

5月 事務手続き

学校教育課にて行います。

6～7月 園・学校訪問

専門員がお子さんの行動観察を行います。

保護者面談

お子さんの様子を聞かせていただきます。

発達検査

必要に応じてお子さんの発達検査を行います。

学校見学

就学先の学校を見学や体験をすることができます。

11月 特別支援教育会議

お子さんの就学先について判断を出します。

12月 意向確認

特別支援教育会議の判断結果を受けて、保護者の意向を確認します。



就学後も、お子さんの状態に応じて、就学相談を希望し、在籍の検討を行うことができます。(小中部会、通級部会)

相談の途中でも通常学級への就学が予想される場合は、保護者との同意のもと、相談を途中で終了することがあります。

特別支援教育会議の判断等と保護者の希望が必ずしも一致するとは限りません。このような場合には、専門家等から適切な意見を聴取して最終的な意思決定を図っていきます。

4. 市内の通級指導教室（通級）、特別支援学級、特別支援学校について

市内には、言語障害（ことば）、難聴（きこえ）、発達障害（みのり）の3種類の通級指導教室があります。普段は、通常の学級で生活を送りますが、週1時間程度、お子さんのニーズに応じた指導を行います。設置校、巡回校については、次ページを参照してください。

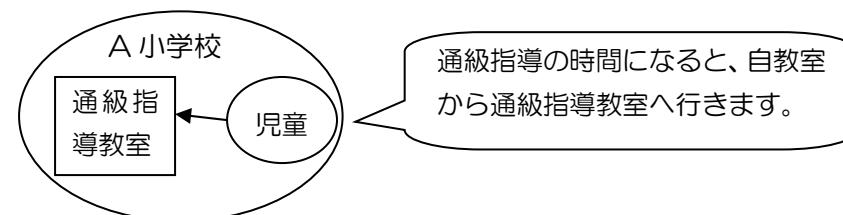
※巡回校・・・設置校の担当職員が、巡回校に出向いて指導を行うこと



通級による指導

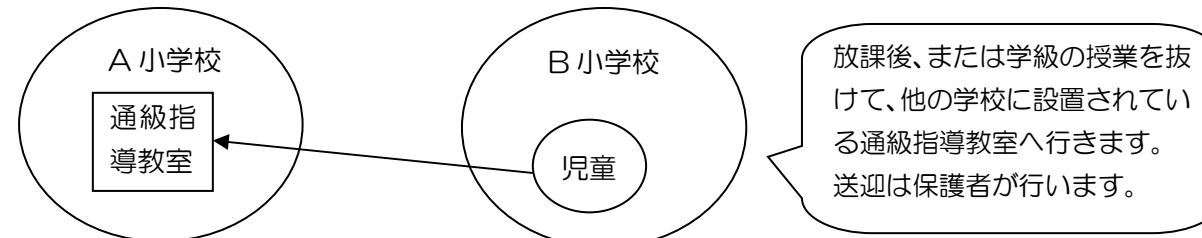
(1) 在籍学校に通級指導教室が設置されている、または巡回校である

例 児童はA小学校に在籍、A小学校に通級指導教室が設置されている。



(2) 在籍学校に通級指導教室が設置されていない

例 児童はB小学校に在籍、A小学校に通級指導教室が設置されている。



特別支援学級、特別支援学校の形態

	通常学級	特別支援学級	特別支援学校
クラスの人数	・小1・小2 32人編制 ・小3～小6 35人編制 ・中1～中3 35人編制 (下限 25人編成)	・1学級8人以下の編制	・小、中学部は1学級6人以下の編制(2つ以上の障害を併せ有する場合は3人以下)
授業形態	・学級単位の授業が一般的で、おおむね一斉指導	・交流学級(通常学級)での授業と少人数や個別での授業を組み合わせている。	・特別支援学級以上に個別の課題に合わせた指導が可能である。
授業内容	・学年に応じた教科書の内容を中心に指導する。	・学年に応じた教科書や、児童生徒の実態に応じた内容	・児童生徒の実態に応じた学習内容(生活に即した授業内容)
担当教員	・学級を担任一人が主に指導する。	・ほとんどは担任1人で対応し、介助員等が配置されることがある。	・複数担任制 ・特別支援学級に比べて教員数が多い。